

横浜市建築基準法施行細則の一部改正に 関する意見公募について

横浜市では、横浜市建築基準法施行細則（以下「細則」といいます。）の一部改正を予定しております。つきましては、広く市民の皆様から、この改正に関する意見公募を実施します。

1 改正の概要

(1) 横浜市建築基準条例の改正に伴う改正

「横浜市建築基準条例の一部を改正する条例（令和6年横浜市条例第28号）」の公布に伴い、改正後の横浜市建築基準条例（以下「条例」といいます。）に併せて、建築基準法施行規則第1条の3第7項の申請書に添えるべき図書を細則に規定するため、別表の一部を改正します。また、条例第56条第4項第1号イに掲げる規則で定める基準を細則に規定します。

(2) 計画通知の民間開放に伴う改正

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）」の公布により、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対する審査及び検査等に係る指定確認検査機関の活用のため、建築基準法の改正がされたことに伴い、細則の一部を改正します。

(3) 建築副主事の創設に伴う改正

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）」の一部施行により、従来の建築主事に加えて建築副主事が創設されたことに伴い、本市において建築副主事を置くことを規定するため、細則及び様式の一部を改正します。

(4) その他

細則における条文の整理等、その他所要の改正を行います。

2 施行予定日

令和6年12月（予定）

3 意見公募要領

<意見公募期間>

令和6年10月3日(木)から令和6年11月1日(金)まで(必着。郵送の場合は当日消印有効。)

<ご意見の提出方法>

別添の意見投稿用紙にご記入の上、以下のいずれかの方法によりご提出願います。

なお、電話でのご意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

① 郵送または持参（持参の場合は、平日の8:45~17:15にお願いします。）

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10 市庁舎25階

横浜市建築局建築指導部建築企画課

② ファクシミリ FAX番号：045-550-3568

③ 電子メール Eメール：kc-kkikenkoubo@city.yokohama.lg.jp

<問い合わせ先>

横浜市建築局建築指導部建築企画課 電話：045-671-2933

<その他>

① 寄せていただいたご意見と、それに対する横浜市の考えは、横浜市建築局建築指導部建築企画課のホームページで公表します。

② 「電話でのご意見の受付」及び「ご意見への個別の回答」は、いたしませんので、あらかじめご了承ください。

③ 寄せていただいたご意見は、本件の目的以外に使用いたしません。

④ 御意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX番号等の個人情報は「個人情報の保護に関する法律」に基づき適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。